

農村滞在型余暇活動機能整備計画書

(市町村計画)

平成26年7月

(余市地区)

北海道余市郡余市町

第1 基本的な考え方

余市町は、北海道南西部の積丹半島の基部に位置し、総面積140.6km²と、北海道にあっては、比較的小面積の行政区域（179市町村の内、150番目）の町である。札幌市から東に32kmの都市近郊に位置し、平成30年には、余市インターチェンジが開通予定となっており、都市と農村の交流を図る上で適した位置にある。

本町の地勢は、東、南、西部の三方が標高300～700mの山岳に囲まれ、北部は日本海に面し、中央に余市川、西部にヌッチ川、東部に登川、フゴッペ川が海に流れ込んでいる。

土地の利用状況は、全体の55%が森林・原野を占め、農用地が33%、住宅地が2%、その他が10%となっている。温暖な気候と傾斜地を利用した果樹栽培や施設野菜の栽培が行われている。特に、我が国のりんご栽培発祥の地として、位置づけられている。

このような立地条件と地区特性に応じた多様な農業経営が展開されているが、今後、農業の振興と農村地域の活性化を総合的に進めるためには、都市住民にゆとりと安らぎを提供する場として、地域の美しい自然、伝統文化や多様な農業生産活動を活かした農村滞在型余暇活動の円滑な推進を図ることが重要である。

本町における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、農用地の有効活用を中心課題としつつ、農業の総合的な振興を図る観点から、積極的に推進を図るものとする。

このため、本地区に賦存する美しい自然、伝統文化や多様な農業生産活動を活かした農村滞在型余暇活動の円滑な推進を通じて、地域農業の振興及び本地区の活性化を総合的に図っていくものとする。

第2 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する事項

1 整備地区の区域

整備地区は、農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法第58号）第6条第1項により指定された余市町農業振興地域の全ての区域をその範囲とする。

整備地区は、農用地（樹園地・田・畑）、川、森林と多様で豊かな自然形態を有しており、かつこれらが良好に保全され、美しい農村景観が形成されている地区である。

○整備地区の区域

整備地区の区域	うち都市計画法第7条の規定による市街化調整区域
東部地区（栄、登、黒川） 西部地区（山田、美園、沢、豊丘、梅川）	未設定

2 整備地区における農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

(1) 地区の現況

ア 土地利用の現況

本地区における土地利用については、農用地面積1,536haのうち、樹園地が853haであり、樹園地の占める割合は55.5%となっており、道内最大の果樹地帯となっている。

農用地に関しては、市街地中心での宅地開発の進行や公共施設等の整備により微減するものの、土地利用の方向に大きな変動はない。

(単位：ha)

農用地	農業用施設用地	森林・原野	宅地	その他	合計
1,536	30	3,603	130	570	5,869

資料：余市町農業振興地域整備計画（平成24年度作成）

イ 農業の現況

(ア) 本地区の農業は、従来からリンゴ、ぶどう、プルーン等、果樹を中心とした農業が行われている。また、トマトなど施設野菜の栽培が進んでおり、果樹及び野菜の販売額は農業販売額の約87%を占めている。（JA取扱高）

(イ) 昭和60～61年に余市町農業協同組合が事業主体となって農産物処理加工施設を整備し、りんごを使ったジュース等の生産・販売を行っている。また、平成25年から、同農協では、町内で収穫されたプルーンをフリーズドライした商品の販売も行っている。

(ウ) 消費者ニーズに応えられる安全・安心・高品質な農産物を安定して供給できる体制を構築するため、エコファーマー制度及び北のクリーン農産物表示制度（YES!clean）の普及と認定を促進し、減農薬による生産に積極的に取り組んでいる。

(エ) しかし、一方では、農産物価格の低迷に伴う農業所得の伸び悩み、農業者の高齢化や後継者不足による離農者の増加など、先行き不透明な農業情勢を危惧する声も多く、新たな対応が必要となっている。

○農家数及び農用地面積

農家数 (戸)				農用地面積 (ha)			
専業	一兼	二兼	計	田	畑	樹園地	計
257	92	55	404	62	180	765	1,007

資料：2010年農林業センサス

○主要作目

主要作目 (作付面積、飼養頭羽数)					
水稻	果樹	野菜			
45ha	710ha	131ha			

資料：2010年農林業センサス

ウ 都市農村交流及び体験・観光施設等の現況

- (ア) 余市町は、ニセコや倶知安方面に向かう「国道5号線」と積丹方面に向かう「国道229号線」の分岐点となっており、観光の要衝となっている。
- (イ) 本町には、市民農園、農産物直売所、果物狩りができる観光農園、海水浴や温泉施設が国道・道道沿いに接しており、農業資源や水産資源など、地域に根ざした豊富な観光資源のほか、余市宇宙記念館、フゴッペ洞窟等の文化的観光施設や史跡・史碑が点在している。また、ニッカウキスキー(株)余市蒸溜所は、国の登録有形文化財の認定及び北海道遺産に選定されている。
- (ウ) 観光入込客は、年間81万人となっており、近年、増加傾向にある。
- (エ) 本町は、ニシン漁とともに発展してきた町で、ニシン漁の際に唄われた「正調ソーラン沖揚げ音頭」や勇壮な漁場の一連作業を情緒豊かに表現した「北海ソーラン太鼓」は、現在でも「北海ソーラン祭」などで披露され、産業文化の継承が活発に行われている。

(オ) 一方で、都市住民が余暇を利用して農村に滞在しつつ行う活動の受入条件については、不十分な状況にあり、宿泊施設や加工体験施設などの新たな施設整備が待たれている。

○体験・観光施設等の状況

体験農園		体験・交流施設	スポーツ・レクリエーション施設
観光農園	9か所	農村活性化センター	総合体育館
市民農園	2か所		運動公園
			ゴルフ場
			パークゴルフ場
			竹鶴・笠谷シャンツェ
			余市フィッシャリーナ
観光施設		宿泊施設	その他
ニッカウキスキー(株)余市蒸溜所		ホテル等	7か所
旧下ヨイチ運上家		民宿	3か所
旧余市福原漁場			モイレ海水浴場
余市水産博物館			温泉施設
フゴッペ洞窟			4か所
西崎山環状列石			農産物直売会
余市宇宙記念館			1か所
			農道離着陸場
			ヴィンヤード風景
			味覚の祭典
			北海ソーラン祭

(2) 農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関する方針

地区の農業生産活動や美しい自然景観、伝統文化等様々な諸資源を活かし、都市住民等に対して、特産である果樹を中心とした農作業、加工等の農業体験や農村文化・生活体験等、余暇活動の場を提供する。また、農産物の販路拡大や農業者の就業の場の確保を図り、農業の振興と農村の活性化を推進する。

このため、農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備は、以下のように進めることとする。

ア 自然環境の保全や美しい景観づくりに努め、農村滞在型余暇活動を行うことにふさわしい良好な農村景観の形成を図る。

イ 都市住民等に農業・農村に対する理解の促進を図るとともに、多様な余暇活動の提供が可能となるよう、地区の農業や自然、文化等の多様な資源を総合的に利用し、地区の特性を最大限に活用する。

ウ 農業生産の振興又は農産加工品の開発・販売促進等、地区の農業や関連産業の振興に資するよう整備を推進するとともに、農業所得の向上や就業機会の確保を図り、地区の活性化を促進する。

エ 整備を進めるに当たって、地区の農業者等と調整の上、関係法令の適切な運用等により、秩序ある土地利用及び施設等の整備を推進する。

オ 地区住民の合意の下に、創意工夫と主体的な取組による整備を促進する。

カ 施設等の利用者の安全確保や農業に対する理解の促進、農作業体験施設等の効率的な運営を図るため、農作業体験等の指導を行うインストラクターや施設の運営等を行う人材の育成を図る。特に、女性・高齢者の活用に配慮する。

キ 地区の関係者との連携を図り、地区全体として美しい景観づくり、合理的な土地利用、施設間の連携等による施設の合理的かつ効率的な運営、ホスピタリティの向上、集客等を行い、余暇活動機能の効果的な整備を促進する。

3 農用地その他の農業資源の保健機能の増進を図るための農用地等その他の土地利用に関する事項

(1) 整備地区の土地利用の基本的な方針

整備地区においては、農地その他の農業資源の有する農産物の生産機能のほか、国土の保全や保健休養などの多面的な機能が十分発揮されるよう努めるものとする。このため、農用地、農業用施設用地、農家の住宅用地、林地、水辺地等について、地区固有の農村景観に配慮しつつ、良好な農村景観の確保を図るとともに農作業体験等の余暇活動の場を確保することにより、整備地区を訪れる人々に快適な環境を提供することができる地区となるよう、土地利用の調整に努める。

(2) 土地利用の方針

ア 良好な農村の景観の維持・形成

(ア) 農用地については、農業生産の場として、適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、景観形成作物の栽培、農道の環境整備を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。

- (イ) 農業用施設用地については、騒音、悪臭等により、周囲の環境を悪化させないよう、配慮する。
- (ウ) 農家の住宅用地については、ガーデニングや生垣の植栽等により、周囲の農村景観との調和を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。
- (エ) 林地については、農村景観の中心となる防風林の保全・管理、屋敷林の保全等を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。
- (オ) 水辺地については、各種河川等の保全及び親水機能の整備、周囲の景観との調和に配慮した維持管理を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。

イ 農作業体験の場を設定するための農用地等の保全・利用

- (ア) 農村滞在型余暇活動を提供するため、継続的に農作業体験の用に供することが必要であるため、既存の農作業体験農園や観光果樹園（以下「体験農用地」という。）を有効に活用して、体験型農園づくりを促進する。
- (イ) 体験農用地については、農作業体験の用に供するため、農用地等として、適切に保全し、その効率的利用を図るとともに、花木の植栽を図ることにより、良好な農村景観の維持・形成に努める。

4 農作業体験施設等の整備に関する事項

本地区における都市住民等の農村滞在型余暇活動を促進し、農業及び関連産業の振興を図るため、既に整備されている観光農園、農産物直売所などを有効活用し、これらの施設と連携した農業交流の実現に取り組む。

また、現在、本地区には4箇所のワイナリーがあるが、平成23年11月に認定された国の構造改革特別区域法による「北のフルーツ王国よいち ワイン特区」と相まって、地区のぶどう等から造られたワイン等に対する愛着を深め、本地区へのファンやリピーターを確保し、「ワインツーリズム」の核となる都市住民等が滞在する農家民宿等を整備する。

○農作業体験施設等の整備計画

施設の種類	位置（設置場所）	規模	機能	事業主体
農家民宿 兼ワイナリー	登地区	1棟	農作業体験の提供、宿泊 ワインの醸造施設	農業者

5 その他農村滞在型余暇活動に資するための機能の整備に関し必要な事項

- (1) グリーンツーリズムに積極的に取り組む地元農業者と連携し、サービス水準の向上、人材の育成等に係る活動を展開する。
- (2) 農産物直売施設、農産物加工体験施設、農家民宿等の宿泊施設等で使用する農産物、食材については、地域農産物の積極的な利用、販売に努めることとする。

第3 その他必要な事項

1 普及宣伝活動の推進

四季を通じた入込客の確保を図るため、イベント等のPRを効果的に行うとともに、インターネットを活用した情報発信やマスコミ、旅行代理店、学校等へ働きかけを行い、誘客のための活動を積極的に展開する。

2 都市側との提携交流の推進

入込客の安定的な確保を図るため、都市側の自治体及び消費者団体等との連携も進め、交流を促進する。

3 他の市町村との連携活動の推進

他の市町村と連携し、都市側への宣伝普及、誘客、行事等の実施や情報交換等を行い、入込客の増加に努める。

4 支援体制の整備

農業委員会、農業協同組合、商工会議所、振興局、農業改良普及センター関係機関・団体等と協力し、農村滞在型余暇活動の機能の整備の円滑な推進を図る。

5 都市農村交流の担い手となる人材の確保及び育成

本地区の都市農村交流活動が継続的に行われ、地域の社会的・経済的活性化に資するため、都市側との交流活動を通じ、地域の担い手となる人材を確保していくこととする。

また、観光農園、農産物直売施設等の事業を行う農業者が構築するネットワーク及び町が主体となって、関係機関との連携の下、都市農村交流に関わる者の各種研修会等を開催し、その人材の育成に努める。

6 交流人口等の具体的な達成目標

地区にある農村資源、伝統文化、自然、人々との交流及びワインによる交流を楽しむことを目的に地区内の都市農村交流施設等に訪れる入込客数の増大を図る。

(単位：人)

	平成24年度 (計画時)	平成29年度 (目標年)	増加率
観光農園 農家民宿兼ワイナリー	60,000	66,000	1.10

○入込客数の考え方

本地区では、市民農園、農産物直売施設、果物狩りができる観光農園、海水浴や温泉施設が国道・道道沿いに接しており、都市住民との交流が行われている。

計画の目標値には、本地区で果物などの収穫体験ができる観光農園の入込客数をもとに、今後、新たな施設の整備により、他産業との連携やワイナリーへの集客を見込み、5年後の増加率を「1.10」と設定して、入込客数を算出している。

(参考)

附図

- 1 土地利用現況図
- 2 観光施設・農作業体験施設等の現況図
- 3 農作業体験施設等の整備計画図